④	不要財産となった理由		独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		14,749,677円 (8,819,981円)	11,412,933円 (7,231,742円)
⑦	控除費用		694,637円 (411,920円)	1,095,579円 (386,849円)
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	8,408,061円	6,844,893円
		納付年月日	平成27年４月16日	平成27年４月16日
		⑵地方公共団体への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
		⑶その他民間等への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
⑨	減資額		—	—
⑩	備考		—	—

㈱　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
⑧の国庫納付額は、平成26年度の損益計算書に国庫納付金として計上済みであります。
⑨については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

①	資産種類		土地	土地、建物
②	資産名称		東金ダム関連用地	左京宿舎
③	帳簿価額	⑴取得価額	110,110,000円	185,521,401円
		⑵減価償却	—	13,877,188円
		⑶減損額	—	—
		⑷帳簿価額	110,110,000円	171,644,213円

④	不要財産となった理由		独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、検討した結果、不要と認められたため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		8,960,001円 (2,221,270円)	60,826,556円 (44,640,628円)
⑦	控除費用		582,064円 (—)	657,688円 (310,429円)
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	2,221,270円	44,330,199円
		納付年月日	平成27年４月16日	平成27年４月16日
		⑵地方公共団体への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
		⑶その他民間等への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
⑨	減資額		—	—
⑩	備考		—	—

㈱　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
⑧の国庫納付額は、平成26年度の損益計算書に国庫納付金として計上済みであります。
⑨については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

①	資産種類		土地、建物	土地
②	資産名称		豊中宿舎	高橋場宿舎
③	帳簿価額	⑴取得価額	14,563,200円	15,479,060円
		⑵減価償却	1,873,116円	—
		⑶減損額	—	—
		⑷帳簿価額	12,690,084円	15,479,060円